

豊田地区センターの利用制限の一部緩和について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした利用制限が6月22日から一部緩和されます。

■一部緩和開始時期:令和2年6月22日(月)～

■利用できる施設

○中会議室、小会議室、和室、料理室、音楽室、工芸室

※ただし次の用途による利用は制限されます。

歌唱などの発声を伴う利用、強度の高い運動やダンスの利用、囲碁将棋等の人との間隔をあけることが難しい利用

※各室の人数制限

中会議室:24人、小会議室:9人、小中会議室:33人、和室全面20人、和室半面10人、料理室12人、音楽室15人、工芸室12人

○図書コーナー

入室時に利用票に記入していただきます。貸出と返却のみ可 閲覧席の利用不可
短時間(概ね30分以内)での利用をお願いします。図書カードをご持参ください。

○体育室

※団体利用に限ります。引き続き、個人利用はできません。

※人との間隔を2m以上あけ、強度の高い運動はより間隔をあけてください

※人数制限 全面67人、1/3面22人、2/3面45人、ステージ5人

※更衣・シャワー室の利用も可能となりますが、人数制限をさせていただきます。

○印刷機、コピー機、ウォーキングポイントリーダー

■引き続き、利用を休止する施設

●プレイルーム、ロビー、娯楽コーナー (飲食、イスの利用も不可)

■施設利用上のお願い

①人との間隔を最低でも1メートル確保してください。運動時や飲食時は2m以上確保してください。

②入館時は手洗いまたは手指消毒をお願いします。

③換気を励行し、原則30分毎に数分間の換気を実施してください。

④マスクの着用にご協力をお願いします。

⑤発熱などで体調がすぐれない方の来館はお控えください。

⑥部屋の利用終了時の除菌にご協力をお願いします。

⑦工芸室、料理室をご利用の際はスリッパを必ずご持参ください。(センターには用意してありません)

横浜市豊田地区センター